			一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額
			［２　略］
四十四	地方税の減収補塡のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円	１　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補塡のため、平成十一年度において「平成十一年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付け自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度減収補塡債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付け総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補塡債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十四年三月二十五日付け総財地第九十五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度減収補塡債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十五年三月二十日付け総財地第百五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度減収補塡債」という。）、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十九日付け総財地第八十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度減収補塡債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補塡債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官

四十四	地方税の減収補塡のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円	［２　同上］ １　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補てんのため、平成十年度において「平成十年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十一年三月二十六日付自治地第七十二号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度減収補塡債」という。）、平成十一年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度減収補塡債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補塡債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十四年三月二十五日付総財地第九十五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度減収補塡債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十五年三月二十日付総財地第百五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度減収補塡債」という。）、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十九日付総財地第八十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度減収補塡債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付総財地第八十二号都道府県